

第 9 号議案

平成 3 1 年度吉田町一般会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 1 年度吉田町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

平成31年度吉田町一般会計予算

平成31年度吉田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,783,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		5,474,694
	1 町 民 税	2,242,536
	2 固 定 資 産 税	2,711,398
	3 軽 自 動 車 税	93,854
	4 町 た ば こ 税	189,661
	5 都 市 計 画 税	237,245
2 地 方 譲 与 税		102,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,100
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	72,800
	3 森 林 環 境 譲 与 税	1,300
3 利 子 割 交 付 金		6,300
	1 利 子 割 交 付 金	6,300
4 配 当 割 交 付 金		15,700
	1 配 当 割 交 付 金	15,700
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		19,400
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	19,400

款	項	金額
6 地方消費税交付金		584,400
	1 地方消費税交付金	584,400
7 自動車取得税交付金		17,900
	1 自動車取得税交付金	17,900
8 環境性能割交付金		9,100
	1 環境性能割交付金	9,100
9 地方特例交付金		70,658
	1 地方特例交付金	35,675
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	34,983
10 地方交付税		400,000
	1 地方交付税	400,000
11 交通安全対策特別交付金		3,800
	1 交通安全対策特別交付金	3,800
12 分担金及び負担金		90,848
	1 分担金	3,784
	2 負担金	87,064

款	項	金額
13 使用料及び手数料		71,562
	1 使用料	57,317
	2 手数料	14,245
14 国庫支出金		916,552
	1 国庫負担金	646,675
	2 国庫補助金	262,237
	3 国庫委託金	7,640
15 県支出金		751,367
	1 県負担金	315,187
	2 県補助金	360,110
	3 県委託金	76,070
16 財産収入		20,117
	1 財産運用収入	7,056
	2 財産売却収入	13,061
17 寄附金		452,000
	1 寄附金	452,000

款	項	金額
18 繰入金		569,623
	1 特別会計繰入金	126
	2 基金繰入金	569,497
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		154,979
	1 延滞金、加算金及び過料	7,800
	2 町預金利子	29
	3 貸付金元利収入	388
	4 受託事業収入	6,012
	5 雑収入	140,750
21 町債		851,800
	1 町債	851,800
歳入合計		10,783,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		99,686
	1 議 会 費	99,686
2 総 務 費		1,462,468
	1 総 務 管 理 費	1,146,556
	2 徴 税 費	202,100
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	68,741
	4 選 挙 費	41,690
	5 統 計 調 査 費	2,082
	6 監 査 委 員 費	1,299
3 民 生 費		2,921,606
	1 社 会 福 祉 費	1,329,268
	2 児 童 福 祉 費	1,592,132
	3 生 活 保 護 費	203
	4 災 害 救 助 費	3
4 衛 生 費		1,637,323
	1 保 健 衛 生 費	1,637,323
5 労 働 費		3,035
	1 労 働 諸 費	3,035

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		219,080
	1 農 業 費	75,745
	2 林 業 費	6,852
	3 水 産 業 費	136,483
7 商 工 費		319,152
	1 商 工 費	319,152
8 土 木 費		1,298,778
	1 土 木 管 理 費	183,203
	2 道 路 橋 梁 費	232,690
	3 河 川 費	54,983
	4 都 市 計 画 費	818,180
	5 住 宅 費	9,722
9 消 防 費		521,529
	1 消 防 費	521,529
10 教 育 費		1,094,725
	1 教 育 総 務 費	558,275
	2 小 学 校 費	114,059
	3 中 学 校 費	67,370
	4 社 会 教 育 費	161,074
	5 保 健 体 育 費	193,947

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公 債 費		1,072,503
	1 公 債 費	1,072,503
13 諸 支 出 金		113,111
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 基 金 費	113,109
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出	合 計	10,783,000

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
吉田湾内泊地整備事業	千円 7,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入 れる場合は、その 融資条件により、 銀行その他から借 り入れる場合は、 据置期間を含めて 30年以内に元利 均等又は元金均等 若しくは元金不均 等の方法をもって 年賦又は半年賦で 償還する。 ただし、町財政 の都合により繰上 償還し、償還期限 を短縮し、又は借 換することができる。 償還財源は、 一般歳入若しくは その他の収入をも って支弁する。
水産物供給基盤機能保全事 業	8,900	〃	(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	
漁港環境整備事業	2,400	〃		
吉田町内道路舗装修繕事業	26,900	〃		
企業活動維持支援事業区域 基盤整備事業	66,300	〃		
町上3号線整備事業	9,600	〃		
吉田町内橋梁改修事業	14,100	〃		
大幡川改修事業	30,200	〃		
松下団地改修事業	1,200	〃		
消防用機器積載車両整備事 業	8,800	〃		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防潮堤整備事業	千円 71,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
同報無線デジタル化整備事業	29,600	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後	
総合体育館空調設備整備事業	7,300	〃	においては、当該見直し後の利率)	
小中学校体育館空調設備整備事業	249,500	〃		
小中学校防災機能向上設備改修事業	5,100	〃		
小山城復旧事業	6,800	〃		
大幡川水門復旧事業	5,000	〃		
総合体育館復旧事業	1,100	〃		
臨時財政対策債	300,000	〃		
合 計	851,800			